

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

生涯学習センターリニューアルオープン! 2

町内の話題 ズームアップ

平成28年成人式 6

シリーズ

心と体の健康シリーズ 8

ふれ愛くらぶ 10

復興だより No.39 12

平成27年分所得の所得税・町県民税の申告が始まります 16

暮らしの安心・安全情報 18

暮らしアラカルト 19

第20回七ヶ浜町生涯学習フェスティバル開催のお知らせ ほか 32

復興への希望を胸に 成人式開催

1月10日、七ヶ浜国際村で成人式が行われ、185名の新成人が出席しました。

新成人は、七ヶ浜町の復興を誓い社会への新たな一歩を踏み出しました。

(関連記事 6ページ)

2016 **2** | vol.532
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから!

生涯学習センター リニューアルオープン！

- 防災拠点施設整備・改修工事が完了 -

生涯学習センターは、七ヶ浜町避難計画に基づき、災害発生時に救出・救助、避難誘導、医療・救護等の拠点とし、災害応急対策を実施するための施設（防災拠点施設）として位置づけ、東日本大震災復興交付金事業の一つとして、整備・改修する工事が完了し、このほどリニューアル・オープンしました。

■災害時に備え、新たな設備を増設しました

新しい生涯学習センターは、増築棟（新築）と既存棟（改修）の2つに分けられ、避難所としての機能が随所に設置され、安心して避難所生活が送れるよう配慮が施されています。

既存棟（改修）



東日本大震災の長期避難所の経験から、乳幼児家庭や高齢者、災害時要援護者等の避難者の特性に応じた避難場所の配分の必要性を痛感したことから、受電・受水・空調等の電気・機械設備を重点的に改修しました。

増築棟（新築）



2階には、避難者の大規模収容スペースとして大会議室を設置。1階には、災害支援本部として電源・情報通信手段を確保するためのAVコーナーや自家発電設備を整備しました。

■避難生活時の安全安心に配慮した設備改修

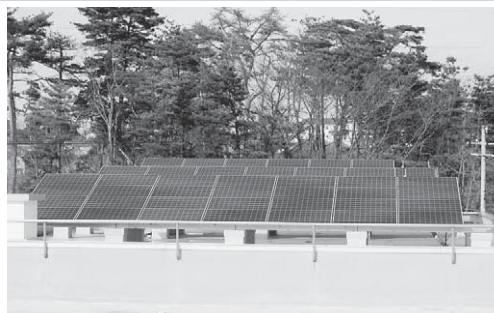
防災拠点施設は大規模災害が発生した際に、災害対策本部の代替機能や指定避難所間のハブ機能、また、自らが拠点避難所となるなど、多機能的な役割を果たす必要があります。今回の改修では、電気・機械設備を機能強化するとともに、情報伝達や物資供給を円滑に行うための設備も新設しました。

ホール・ロビー



ホール・ロビーの空調効率向上のため自動ドアを二重にし、新たに風除室を設置。照明をLED化し、広く明るい空間に改修。

太陽光発電設備



増築棟の屋上に太陽光発電用のパネルを設置。館内照明やコンセントに最大 20kwh の電力を供給。

大会議室



避難者収容スペースとして設置した大会議室は、椅子席で最大 260 人、長机使用で 120 人までの利用が可能。可動式の舞台や天吊式のプロジェクターなど設備も充実。

館内総合監視盤



災害支援施設管理事務所として機能強化のためワンフロア化し 0A フロアに改修。総合防災盤や監視カメラ等を設置して、機能強化された防災拠点施設設備を一元管理する。

2階調理室



IH クッキングヒーターを完備した調理室を新設。既設の LPG 使用の調理室と合わせ非常時の燃料が柔軟に選択可能。

備蓄倉庫



既存の器具庫等を改修し、主に避難所用の食糧約 6,000 食・水・調理器具等を大量に備蓄するための倉庫を設置。

■バリアフリーや子育てに配慮しました

生涯学習センターは東日本大震災の際に、拠点避難所として約3か月にわたり多数の避難者を受け入れました。今回の工事ではその経験を施設各所に活かし、乳幼児や妊産婦、高齢者等に配慮した整備を行いました。

受付カウンター



高齢社会に対応するため座ったまま対話できるように配慮した受付カウンター。

エレベーター



バリアフリー対応として、エレベーター・手摺・段差解消・点字ブロック・案内板等を設置。

多目的・多機能トイレ



各階に温水シャワー装置やベビーベッド、洗浄装置付きのトイレを設置。

授乳室



避難時の乳幼児、妊産婦等に配慮した環境確保のため、ロビーに授乳室を設置。町内の公共施設では初。

キッズルーム



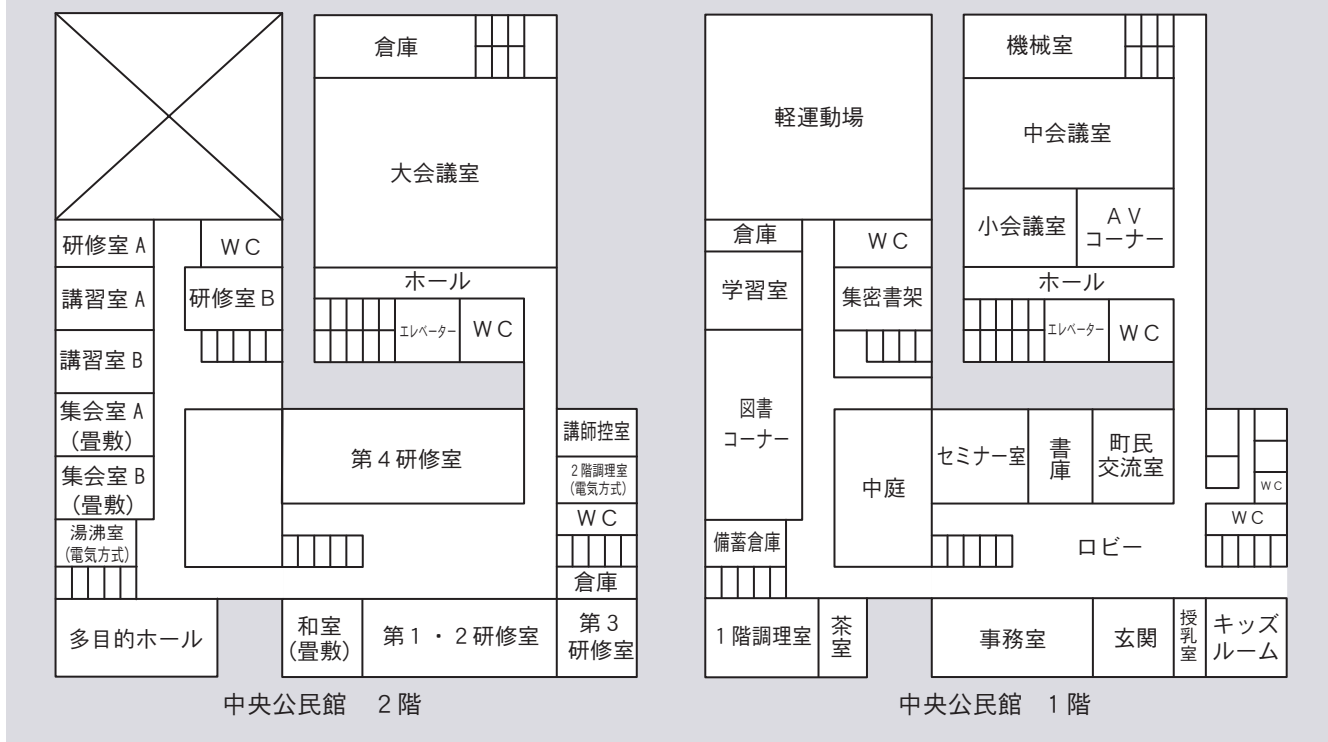
長期避難時の居室として、空調効率向上のため、ストーブとエアコンを併設。平時は親子のふれあいの場として、読み聞かせの会などを開催する予定。

学習室



長期避難所での学習環境を確保するための学習室を設置。個別ブースでの受験勉強や、グループ学習でも利用可能。

■生涯学習センター見取図



■生涯学習センター料金表

生涯学習センターの増築、改修工事に伴い新設、変更された部屋の使用料金を、下記のとおり新たに決めました。なお、災害特例として、町内の社会教育・福祉関係団体や生涯学習グループ登録団体（事前申請が必要）は、平成29年3月31日まで施設使用料が全額減免されます。

時間	全日	午前	午後	夜間	時間	全日	午前	午後	夜間
	9:00 ～ 21:30	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:30		9:00 ～ 21:30	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:30
大会議室	12,360円	3,360円	4,500円	4,500円	集会室(A)	2,730円	730円	1,000円	1,000円
中会議室	2,730円	730円	1,000円	1,000円	集会室(B)	2,730円	730円	1,000円	1,000円
小会議室	2,730円	730円	1,000円	1,000円	研修室(A)	1,920円	520円	700円	700円
第1・2研修室	4,660円	1,260円	1,700円	1,700円	研修室(B)	2,730円	730円	1,000円	1,000円
第3研修室	2,730円	730円	1,000円	1,000円	茶室(試食室)	1,920円	520円	700円	700円
第4研修室	4,660円	1,260円	1,700円	1,700円	1階調理室	3,850円	1,050円	1,400円	1,400円
和室	2,730円	730円	1,000円	1,000円	軽運動場	3,850円	1,050円	1,400円	1,400円
2階調理室	3,850円	1,050円	1,400円	1,400円	講習室A	2,730円	730円	1,000円	1,000円
講師控室	1,920円	520円	700円	700円	講習室B	2,730円	730円	1,000円	1,000円
陶芸館	2,730円	730円	1,000円	1,000円	セミナー室	2,730円	730円	1,000円	1,000円
多目的ホール	2,730円	730円	1,000円	1,000円					

※町外在住の方が利用者の半数以上の場合は、上記使用料金の1.5倍となります。

お問い合わせは、中央公民館まで ☎ 357-3302



zoom-up

1 平成28年成人式

1月10日、七ヶ浜国際村ホールで成人式が行われ、男性101名、女性84名の新成人が出席しました。●佐藤和希さん（境）の司会で式は進行され、寺澤町長が「一日も早いふるさとの復興を願う今、皆様は七ヶ浜の希望であり、宝であります。皆様とともに困難を乗り越え、七ヶ浜の美しい風景を取り戻し、皆様と共に、さらに魅力的なふるさと七ヶ浜を創っていきたくと考えております」と式辞を述べました。●その後、木村拓也さん（遠・上写真左）と和田也美さん（要・上写真右）が新成人を代表して「ふるさと七ヶ浜の美しい自然や環境を蘇らせ、次の世代へ受け継いでいくことができるよう、一人一人、微力ではありますが、力を尽くすことをお約束します」と誓いの言葉と述べました。



zoom-up 2

地域の安全安心を守る
消防団出初式



1月2日、町消防団による「出初式」が役場庁舎前駐車場で挙行され、消防団長を始めとする各分団の団員と女性団員、消防職員あわせて約120名が参加しました。●式では、寺澤町長が「今後とも震災の教訓を風化させることなく、町民が安全で安心して生活ができるよう、団員の皆様には益々の一致団結をお願いすると共に新たな気持ちをもって任務にあたっていただきたい」とあいさつ。続いて、氏家消防団長が「各種訓練を通して旺盛な士気と精神力の強化を図り、規律厳正と団結を強固にし、地域の防火・防災に万全を期する覚悟であります」と述べました。



花渚浜地区災害公営住宅 完成に伴い、鍵の引き渡し式を行いました

12月6日、花渚浜地区災害公営住宅の完成に伴い、鍵の引き渡し式を行いました。この災害公営住宅は、50戸整備し、入居者の交流の機会を確保できるよう中庭ひろばを中心に4つの住棟を整備したことが特徴のひとつです。●引き渡し式では、寺澤町長から入居者代表の佐藤直美さんに鍵のレプリカが手渡され、寺澤町長は「花渚浜地区のコミュニティの再生につなげていただきたい」と式辞を述べ、佐藤さんは「花渚浜地区を震災前より元気にしたい」と謝辞を述べました。

zoom-up ③ dn-wooz



代ヶ崎浜地区災害公営住宅 完成に伴い、鍵の引き渡し式を行いました

zoom-up ④ dn-wooz

12月13日、代ヶ崎浜地区災害公営住宅の完成に伴い、鍵の引き渡し式を行いました。この災害公営住宅は、24戸整備し、各住戸に近所づきあいの場となる縁側のような空間を設けたことが特徴のひとつです。●引き渡し式では、寺澤町長から入居者代表の伊藤百合子さんに鍵のレプリカが手渡され、寺澤町長は「代ヶ崎浜地区本来の地域コミュニティ作りをしていただきたい」と式辞を述べ、伊藤さんは「代ヶ崎浜地区みんなで元気に頑張っていきたい」と謝辞を述べました。

愛知県あま市と災害時相互応援協定を締結

12月16日、愛知県あま市役所において本町との災害時相互応援協定の締結式が行われました。あま市は愛知県西部に位置し、東日本大震災からの復興支援として、平成24年10月から当町に職員を派遣いただいています。そのところが縁で、今後発生が予想されている東南海地震などの大規模災害に備え、遠隔地との相互支援体制を強化することを目的に締結されたものです。●当日、式には寺澤町長が出席し「東日本大震災時には遠隔地からの支援をいただき重要さを痛感しました。今回の協定締結を機にあま市との絆をさらに深めていきたい」とあいさつを述べました。

zoom-up ⑤ dn-wooz



七ヶ浜町職工組合青年部の皆さんが小学校を修繕

11月13日、松ヶ浜小学校において、七ヶ浜町職工組合青年部のボランティア、総勢7名により修繕工事が行われました。これは、町職工組合青年部の奉仕活動の一環で町内小中学校を対象に行われています。●当日は、トイレや昇降口のサッシなど校舎の傷んでいる箇所を修繕工事を行っていただきました。代表の鈴木博さんは、「メンバーのほとんどが町内の出身者で、お世話になった母校に恩返しをしたい。子どもたちの教育環境を少しでも良くして勉強してもらいたいという思いで行っています。これからも、校舎を大切に使用してほしいです」と話していました。



zoom-up ⑥ dn-wooz

健康管理に ご注意ください

～まだまだ寒い二月を元気に過ごすために～

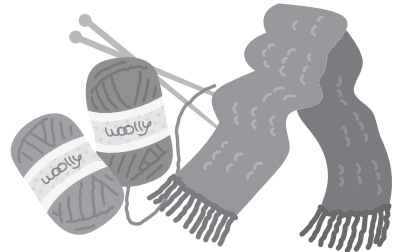
寒い季節は、風邪等の感染症予防をはじめ「寒さ・乾燥」の健康管理も必要になります。
冬を元気に過ごすための日常生活上のポイントを紹介します。

温度・湿度管理

冬場は鼻やのどの粘膜が乾燥して体の防御機能が低下し、ウイルスに感染しやすくなります。かぜなどを引き起こすウイルスは、低温で乾燥した場所を好みます。室温は 20℃前後、湿度は 50～60% 以上に保つよう、加湿器の使用、換気をまめにとる、濡れたタオル等を干す等身の回りの工夫により温度・湿度を調整しましょう。また、寒さで血管が収縮し血圧が上がりやすくなります。

特に普段から血圧が高い方は、余計に血圧が高くなり脳血管疾患を引き起こす恐れもあります。

体を冷やさないよう服装にも注意し、保湿機能のある衣服やマフラー、手袋、レッグウォーマー等を上手につかいましょう。



運動

《冬場の運動のポイント》

●運動前に体を慣らそう…

- ・ストレッチやラジオ体操のような軽い運動で体を十分に温める
- ・寒さが厳しい時は、気温が上がるまで運動をひかえる

●体温調整・水分補給に心がけて…

- ・最初は暖かい格好で始め、体が温まったら一枚脱ぐなどして、衣類の調節をする
- ・のどが渇く前にこまめに水分補給をする。水分補給は、のどの保湿にもなる

●運動後にも注意して…

- ・ストレッチやマッサージなどでクールダウンし、休憩を十分にとる
- ・クールダウンは温かい所で行う
- ・汗の処理や着替えを忘れずにする



●感染症予防

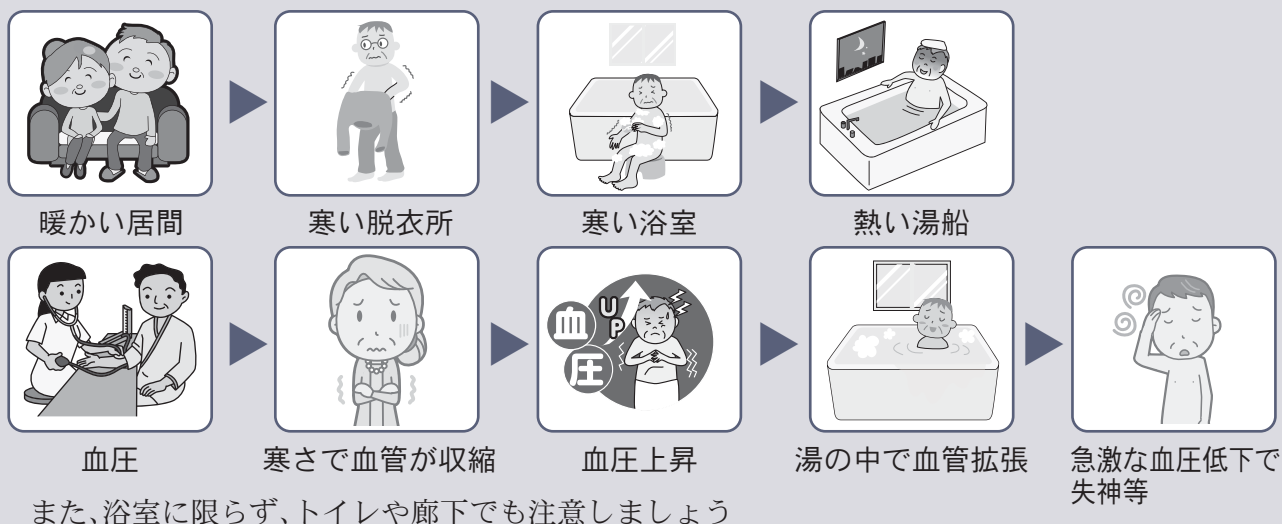
- 手洗い・うがい：流水と石鹸での手洗いと、うがいは予防の基本です!!
- マスクの着用：鼻と口を覆うようにマスクを着用しましょう
- 咳エチケット：咳・くしゃみの際はティッシュ等で口と鼻を押さえましょう
咳・くしゃみの際はなるべく他の人から顔をそむけましょう
鼻水・痰などを含んだティッシュは、すぐにゴミ箱(蓋付)へ捨てましょう

《インフルエンザ・風邪に負けない「からだづくり」を!》

- たんぱく質、ビタミンA、ビタミンCを中心にバランスの良い食事を心がけましょう
- 睡眠を十分にとりましょう…からだを守る力(免疫力)や病気を治す力(治癒力)は睡眠中に作られます
- 体力をつけましょう!!

●ヒートショックに注意しましょう

「ヒートショック」とは、急激な温度変化で体がダメージを受けることをいいます。冬の時期、入浴する際の温度変化で血压の変化が起こります。



《ヒートショックを防ぐための対策》

1. 温度差を減らす

脱衣所に暖房器具を置く、浴槽のふたを開けておく、シャワーでお湯はりをする、お湯の温度を適温(41度以下)にするなどして温度の差を少なくすることが大切です。

2. 入浴の際にも注意する

- 湯船に入る前に足からかけ湯をする
- 足からゆっくりと湯に入る
- 出湯の際はゆっくり立ち上がる
- 入浴の前後に水分を補給する

3. 食後1時間以内や飲酒時の入浴は控える

4. 高齢者や心臓病の人へは時々声をかけましょう

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎ 357-7448



第87回

「朝ごはんを食べましょう！」

アラカルト



私たちのからだは、眠っている間も体温を保ったり、内臓などを動かしたりするために「エネルギー」を使っています。眠っている間に使ったエネルギーや、午前中に必要なエネルギーを補うのは「朝ごはん」です。

朝ごはんの働き

- 朝ごはんを食べることで、「エネルギー」が眠っていたからだや脳に届き、目覚めて動き始めます。
- 朝ごはんを食べないと、「エネルギー不足」のために体温が上がらず、脳もすっきりと目覚めることができません。
- 朝ごはんを食べることで腸が刺激され、スムーズに排便しやすくなります。

朝ごはんの内容

食事は、「主食・主菜・副菜」をそろえて食べることで、バランス良く栄養がとれると言われています。「主食・主菜・副菜」をそろえて食べましょう。

- 主食…ごはん・パン・めん類
- 主菜…肉・魚・卵・大豆製品(豆腐や納豆)を使ったおかず
- 副菜…野菜のおかず(きのこ・海草を含む)

朝ごはんのとり方

- できるだけ家族と一緒に朝ごはんを食べるように心がけましょう。
- ひとりで食べると食欲がでません。
- 家族と一緒に食べると、食品数が増えて栄養をバランス良くとることができます。
- 家族と食べると、食事のマナーが身につきます。

朝ごはんをおいしく食べるためには

- 夕食は、あまり遅くならないようにしましょう。
- 夜食は、できるだけ控えましょう。
- 朝ごはんまでに食欲が出るように、早く起きましょう。

1日のリズムは朝ごはんから始まります。からだも心も元気で1日を過ごすために、「毎日、朝ごはんを食べる」習慣をつけましょう。



ふれ愛 くらぶ



子育て支援センターに遊びに来ました☆

短歌

炊き出しの訓練の豚汁二百食旬の里いもゴロゴロ入れて
千葉 志美枝

朔太郎の生地^{ども}に学びしわが朋はみちのく学都で亡き人となる
壇原 渉

ゆるやかにとぶ青鷺よ稔らざる磯田に聞くや干潟のほひ
鈴木 睦子

障子張り終えて肩の荷おろしけり
八田 博子

水鳥の思ひ思ひの阿川沼
森 新一郎

遠近^{おとち}に灯を点す冬すみれ
小玉 礼子

俳句

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！
持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)
fax357-5744(役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com

Topics

高台住宅団地の空き区画を再募集します（対象者拡大）

防災集団移転促進事業により高台住宅団地として整備しました、松ヶ浜西原地区 1 戸と笹山地区 4 戸の計 5 戸について、空き区画の再募集を行っています。2 月より申込みできる対象を広げて募集します。

1 申し込み可能な世帯

申込み時点で住宅再建が完了されていない方で、以下のどちらかを満たす方となります。

- (1) 七ヶ浜町の防災集団移転促進事業の対象者であり、従前地の買取りが完了し、申込み時点で住宅再建が完了されていない方
- (2) 東日本大震災の津波により七ヶ浜町内で被災され、当時居住していた住宅が全壊、大規模半壊、半壊(半壊であっても解体撤去された場合のみ)のり災判定を受けた方

※(1)、(2)の方が同じ区画に申込みをされた場合は(1)の対象者が優先されます。

2 募集する区画

高台住宅団地名	空き画地(80坪)	空き画地(100坪)	計
松ヶ浜西原地区	1	0	1
笹山地区	2	2	4
計	3	2	5

※今回募集する区画は、分譲契約のみとなります。

3 申込み方法

平成 28 年 2 月 9 日(火)から平成 28 年 3 月 4 日(金)までの募集期間中に復興推進課へ「高台住宅団地再募集に係る希望区画の申込書」を提出いただきます。

4 区画の決定方法

- ・先着順ではありません。
- ・希望区画が単独での申込みとなった場合は区画が決定されます。
- ・希望区画が重複した場合は、「1. 申込みできる方」の(1)の方が優先されます。(1)、(2)において同じ申込み条件の方の希望区画が重複した場合は抽選となります。抽選となる方には個別に復興推進課よりご連絡します。

5 その他

- ・募集する区画の場所や契約条件、受けられる補助制度など、申込み前に復興推進課にご確認ください。
- ・土地の契約は区画が決まってからとなり、申込み後のキャンセルはできません。
- ・募集後も空き区画がある場合は、先着順となる予定です。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

応急仮設住宅世話人の皆様お疲れ様でした

平成 23 年 6 月より東日本大震災の影響により応急仮設住宅に入居された方々のお世話役、また、応急仮設住宅入居者の暮らしやすい環境づくりのため、世話人会を組織し、町と入居者の調整役としてもご尽力いただきました。

高台住宅団地の整備完了や、災害公営住宅等の完成に伴い、応急仮設住宅入居者の皆様も、新たな居住先へ移られる方も多くなってきたことから、平成 27 年 12 月をもって解散することになりました。東日本大震災以降、大変な状況の中で、応急仮設住宅全 7 団地で延べ 24 名の皆様に世話人としてご尽力いただきました。

応急仮設住宅世話人の皆様、大変ありがとうございました。



▲最後の打ち合わせ会議

復興 だより

No. 39

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

七ヶ浜町災害公営住宅への入居者を再募集します

本町では、東日本大震災により住宅を滅失した世帯であって、自力での住宅再建が難しい世帯へ安定した生活を確保するため災害公営住宅を整備しました。

入居については、建設課窓口にてご相談下さい。

1 募集住宅

- ・松ヶ浜地区住宅(木造平屋連棟住宅)
- ・菖蒲田浜地区住宅(鉄筋コンクリート造2階, 3階建て集合住宅)
- ・花湊浜地区住宅(鉄筋コンクリート造2階, 3階建て集合住宅)
- ・代ヶ崎浜地区住宅(鉄筋コンクリート造2階建て集合住宅)

2 入居資格(①~④すべてに該当する世帯)

- ①東日本大震災により住宅を滅失した世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ・住宅が全壊(全焼, 全流失)のり災判定を受けた世帯
 - ・大規模半壊または半壊のり災判定を受け、住宅を取り壊した世帯
- ②住宅再建(予定)をしていない世帯
 - ・持家又は貸家などに住んでない(予定含)
 - ・県営又は他市町村の公営住宅に住んでない(予定含)
- ③-1 松ヶ浜地区住宅: 震災当時、松ヶ浜、湊浜、東宮浜、要害、御林、亦楽、境山、遠山、汐見台地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ③-2 菖蒲田浜地区住宅: 震災当時、菖蒲田浜地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ③-3 花湊浜地区住宅: 震災当時、花湊浜地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ③-4 代ヶ崎浜地区住宅: 震災当時、代ヶ崎浜地区に居住し、災害公営住宅入居仮申込みを行ってない世帯
- ④入居される方全員が暴力団員でない世帯

3 その他

- ・家賃は、入居する世帯全員の収入によって変わります。
- ・ペットの飼育はお断りさせていただきます。
- ・駐車場は、1台2,000円/月でお貸しできます。(台数は要相談)

*お問い合わせは、建設課まで ☎357-7442

高木復興大臣が来町されました

平成27年12月17日に高木復興大臣が本町を訪れ、花湊浜地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内にある七ヶ浜町水産振興センターをはじめ水産商工施設と防災集団移転促進事業により造成した笹山地区高台住宅団地を視察されました。

七ヶ浜町水産振興センターでは、海苔養殖業が再建した様子や区画整理事業内に建設中の魚市場や海苔加工施設などの水産商工施設を視察し、産業再生の進捗が進んでいることを確認されました。

笹山地区高台住宅団地では、笹山地区の住民から新しくできた地区避難所や住宅再建の状況について説明を受けました。住宅建築が進み再建された住宅が多い状況を見られ、そのスピード感に高木復興大臣は驚かれていました。



▲水産振興センター(写真左)と笹山地区(写真右)で説明を受ける高木大臣

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

住宅再建をされた方、補助申請はお済みですか？

町では、住宅再建のため下記の支援制度を設けております。申請を希望される方は、事前に役場 2 階復興推進課までお問い合わせください。

	支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
津波被災者向け支援制度	宅地、住宅等の嵩上げ補助	400万円	町内の津波浸水区域で被災し、町内の災害危険区域を除く津波浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構工事、ジャッキアップ工事等に要する費用で、平成23年3月11日以降に行った工事が対象となり、400万円を上限として工事費の1/2を補助します。
	住居の移転費用(引越し代等)の補助 ※1	78万円	町内の津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町内に再建された方 ※2	78万円を上限として移転費用(引越し代、転居通知に係る費用、従前地にある庭石や物置の移転費用、井戸の埋め戻し費用等)を補助します。
	住宅ローン利子補給補助 ※4	住宅・土地 500万円 住宅のみ 400万円	町内の津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町が整備する高台住宅団地以外の町内に再建された方	住宅再建に伴い金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、住宅及び土地を購入の場合500万円、住宅のみ(土地借地など)の場合400万円を上限として補助します。
	大規模修繕費補助	利子補給 200万円 修繕補助 150万円	町内の災害危険区域を除く、津波浸水区域で被災された住宅の罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊で住宅を修繕された方 ※3	修繕のために金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、最大200万円を上限に補助します。または、修繕に要した費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。
	住宅再建補助 ※4	150万円	町内の津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町内に再建された方	住宅の再建(建設・購入)に関する費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。
地震被災者向け支援制度	大規模修繕費補助	150万円	町内の津波浸水区域外で被災された住宅の罹災判定が全壊・大規模半壊で住宅を修繕された方 ※3	修繕に要した費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。
	住宅再建補助	150万円	町内の災害危険区域を除く、津波浸水区域外で被災された住宅の罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)で町内に住宅を再建された方	住宅の再建(建設・購入)に関する費用の2分の1の額で最大150万円を上限に補助します。

- ※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(ただし、国土交通大臣同意後の移転が対象)
- ※2 災害公営住宅に入居される方も住居の移転費用(引越し代等)の補助対象です。
- ※3 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除きます。
- ※4 住宅ローンの利子補給補助及び住宅再建補助はどちらか一つの申請となります。
- ※5 町で整備した高台住宅団地への移転者は、別途補助制度があります。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

東日本大震災による被災情報 (平成27年12月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
- 七ヶ浜町民の行方不明者 (死亡届提出者含む) 2名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
- 東日本大震災関連で亡くなられた、七ヶ浜町民の方 3名

計113名

*お問い合わせは、防災対策室まで
☎7437

応急仮設住宅等入居者情報

●応急仮設住宅

(平成27年12月28日現在)

1. 第1スポーツ広場(30戸) 71名
2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(25戸) 71名
3. 生涯学習センター前(17戸) 59名
4. 湊浜旧町営住宅跡地(2戸) 36名
5. 松ヶ浜謡児童遊園(3戸) 4名
6. 社会福祉協議会事務所下(0戸) 0名

計77戸 176名

民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県決定分)

- 103世帯 305名
(内、町外での罹災者 4世帯12名)

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

- 義援金(1月1日現在 1,729件) 115,855,573円
- 内配分済額(1月1日現在) 114,729,000円
- 配分後義援金額 1,126,573円
- 一般寄附金(復興支援) (1月1日現在 516件) 327,584,704円

義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれ

かの専用口座に直接、振込等により入金してください。

- (1) 銀行支店名 七十七銀行七ヶ浜支店
- 口座種別及び番号 普通預金 90000887
- 口座名義 七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊範
- (2) 銀行名 ゆうちょ銀行
- 口座記号番号 02200・6・123番
- 口座名義 七ヶ浜町災害義援金

●一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス zai.sei@shichigahama.com までお問い合わせください。

●ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災・減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。

*お問い合わせは、財政課財政係まで
☎22115

被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

- 基礎支援金の申請期限 平成28年4月10日まで
 - 加算支援金の申請期限 平成30年4月10日まで
- ※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

平成27年分所得の所得税・町県民税の申告が始まります。

- 会場 水道庁舎2階 会議室
- 既に広報誌等でもお知らせしておりますが、消費税、譲渡所得(株式等、土地や建物の売却)、配当所得の申告は、役場の申告会場で受付できません。確定申告書作成会場(マリンゲート塩釜)で行ってください。
※町等から、被災土地の買い取りが行われた方は、役場の申告会場でも受付できます。

●必要なもの

- 印鑑 (認印可)
 - 給与所得者の方は、源泉徴収票または雇用主からの支払明細書など、収入のわかるもの
 - 年金所得のある方は、源泉徴収票 (還付申告する場合、「支払い通知」では申告できません。ご注意ください。)
 - 営業・漁業・農業・不動産等事業所得のある方は、収支内訳書
(※町では収支内訳書の記入がない方の申告受付はできませんので、あらかじめ作成してから申告してください。)
 - 生命保険・個人年金保険料支払証明書、地震保険料の支払証明書
 - 社会保険料 (国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等) の領収書、国民年金保険料控除証明書
 - 障害者・勤労学生の方は、各種手帳または証明書
 - 還付申告をされる方は、源泉徴収票、本人名義の口座番号がわかるもの
 - 医療費控除を申告される方は、領収書 (総額を計算し、お持ちください。)
- ※添付書類はすべて原本となります。また、各種証明書は「平成27年分」申告用をご持参ください。

■申告日程 ●会場 水道庁舎2階会議室 ●受付時間 午前9時～午前11時30分/午後1時30分～午後4時

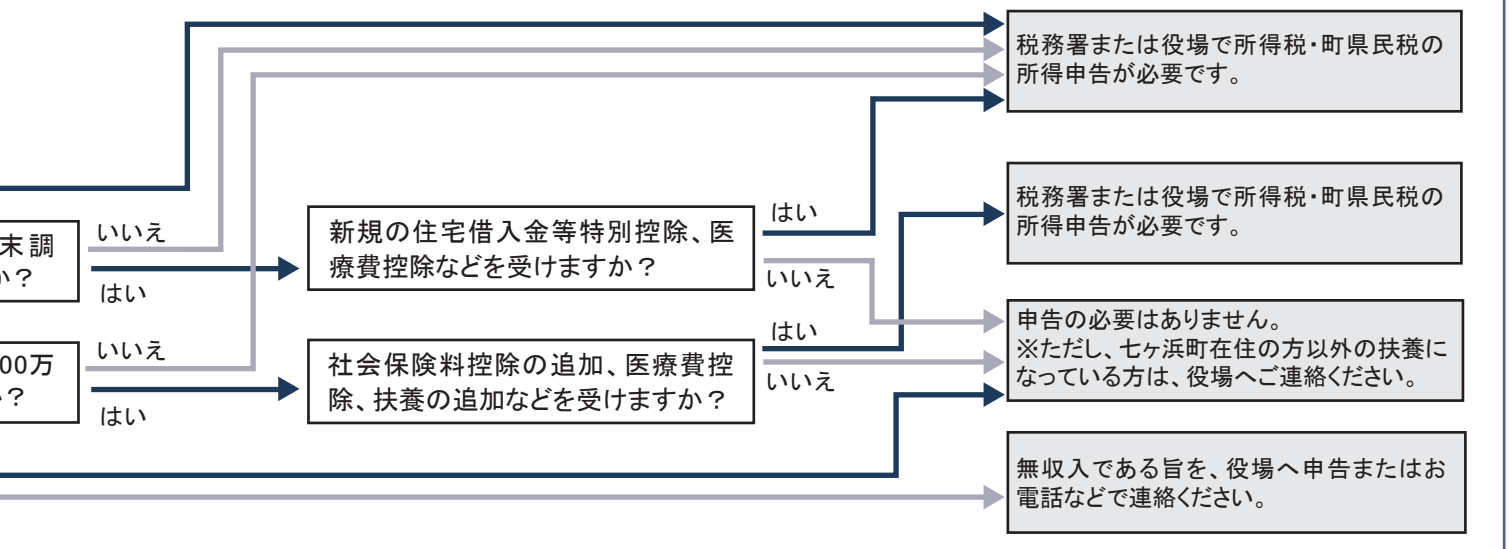
※混雑緩和のため、地区ごとに期日を指定しております。お住まいの地区で申告できない場合は、予備日をご利用ください。
また、インフルエンザなどの感染防止のため、来庁時にはマスクを着用するなどのご協力をお願いします。

日時	地区
2月16日(火)	東宮浜 要害 御林
17日(水)	
18日(木)	湊浜 松ヶ浜
19日(金)	
22日(月)	菖蒲田浜 吉田浜 笹山
23日(火)	
24日(水)	花淵浜 代ヶ崎浜
25日(木)	
26日(金)	境山
29日(月)	

日時	地区
3月1日(火)	遠山
2日(水)	
3日(木)	汐見台
4日(金)	
7日(月)	亦楽 火力 汐見台南
8日(火)	
9日(水)	予備日 (該当日に申告できなかった方)
10日(木)	
11日(金)	
14日(月)	

※所得税確定申告書は自宅のパソコンでも作成できます。国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

3月1日に七ヶ浜町内に居住していることが前提です。



年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、個人町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年1月頃に勤務先から配布される「給与所得の源泉徴収票」の(摘要)欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方で、(摘要)欄に記載がない場合は、勤務先の給与担当部署にご確認願います。

※必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されません。必ず源泉徴収票をご確認ください。

被災者に対する各種住宅関係補助を受けた方へ

確定申告において雑損控除等を受けた方で被災者に対する各種住宅関係補助を受けた方は、修正申告が必要になりますのでお知らせいたします。損失額を算出する際には保険金等で補填される額を損失額から差し引くこととなっておりますが、各種住宅関係補助金もそれに含まれ、当初の損失額が減額されるためです。

また、住宅の増改築及び新築・購入の場合の各種補助金を受けた方で、住宅借入金等特別控除を受ける方は、取得価格から補助額を差し引いて計算することとなりますので、誤りのないようお願いいたします。

所得税確定申告書は自宅のパソコンでも作成できます

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」により、所得税・消費税等の確定申告書や青色申告決算書等が簡単に作成できるほか、e-TAXで直接送信もできます。



● 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

- ① 申告データ入力 → ② プリントアウト →
- ③ 塩釜税務署に郵送
(〒985-8601 塩竈市旭町 17-15)

雑損控除の繰越控除について

前年の確定申告において、雑損控除の繰越額がある場合には前年の確定申告書の写し(確定申告後に更正決定された場合はその「所得税の更正通知書等」)を持参の上、繰越控除を受けるようにしてください。確定申告書の写し等を持参しないと繰越控除額が不明のため繰越控除の適用が受けられない場合がありますのでご注意ください。なお、繰越控除を受ける場合は、その年中の収入がない場合でも繰越控除を受ける旨の申告が必要となります。

年金収入のみの方も住民税の申告が必要です

平成23年度の税制改正により、公的年金等の収入額が400万円以下(複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりましたが、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除など人的控除以外の控除がある場合には、町県民税額に影響が出ることがあります。これらの控除がある場合には町県民税の申告を行ってください。申告をしないと町県民税の控除が受けられません。

確定申告で住宅ローン控除の適用を申告する方

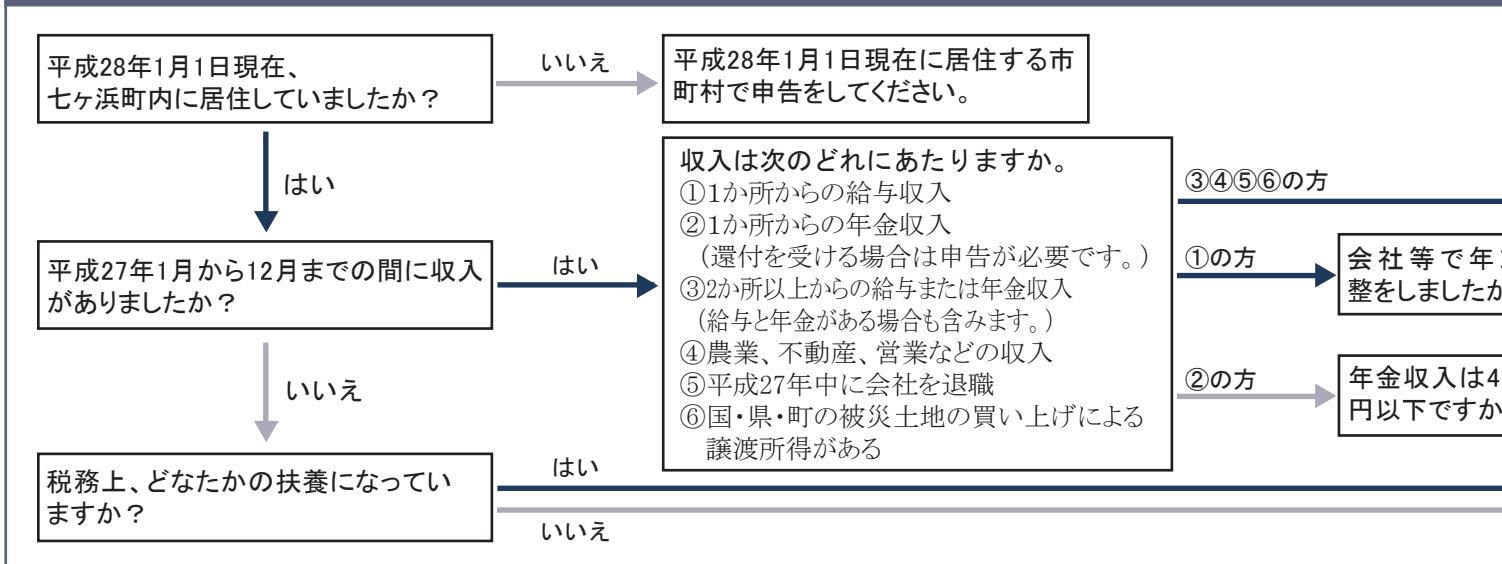
所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分については、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

また、2年目以降の適用を確定申告で申告する場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に必ず居住開始年月日等、必要事項を記載してください。

※ただし、申告期限の3月15日(期限後において個人町民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたものを含む。)までに申告をされない場合は、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されませんのでご注意ください。また、必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されません。忘れずに記載してください。

所得税・町県民税の申告等のお問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎ 357-7452

申告が必要か、チェックしましょう! ※注意 平成28年





暮らしの安心・安全情報

LED防犯灯が寄贈されました



12月25日、東北電力株塩釜営業所（株ユアテック塩釜営業所）よりLED防犯灯6灯が寄贈されました。本町では昭和63年から当事業が行われておりましたが、東日本大震災の影響により事業が一時中断、本年から事業が再開されたものです。

これまで町内には170灯ご寄贈をいただいております。今回は防災拠点として整備された生涯学習センターへのアクセス道路等へ設置することとなりました。

交通死亡事故ゼロ1,230日を達成しました



平成24年7月29日から継続している交通死亡事故ゼロが、昨年12月11日を以て1,230日（2年500日）を達成しました。その功績が称えられ宮城県知事より褒状を受け取りました。これは、昨年7月29日に死亡事故ゼロ2年間を達成しさらにそこから500日達成したことで表彰されたものです。

寺澤町長は「死亡事故ゼロ2,000日へとつなげたい」と新たな目標を話しました。

お問い合わせは、総務課防災対策室 ☎357-7437まで

3月1日（火）から3月7日（月）まで 全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

※まだまだ暖房器具を使用する機会が多く、空気も乾燥していますので、火の用心に心がけましょう。

また、火災の原因は17年連続で「放火」が第1位です！住宅周囲の整理整頓など放火されない環境づくりにご協力をお願いいたします。

※消防署では随時、町内会や事業所等を訪れ防災訓練や防火防災に関する防火座談会を実施しています。お気軽にお申込み下さい。

※住宅用火災警報器は、平成20年6月から全ての住宅に設置が義務づけられていますので未だ設置されていないお宅は、早急に設置して下さい。

また、既に設置されている方は、定期的にお手入れと点検をおこなってください。

～住宅用火災警報器の寿命はおおむね10年です!!～

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

■ 3つの習慣

- ・寝たばこは絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

■ 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



お問い合わせは、消防本部予防課指導係 ☎361-1617
又は、七ヶ浜消防署まで ☎357-4349



2月の納税 (納期限2月29日)

今月は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の第8期で、納期限は2月29日(月)です。

納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が増算されます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

町税の納め忘れはありませんか

平成27年度町税の納期限が過ぎました。納付書をもう一度確認し、お早めに納付してください。納期限が過ぎても一定期間を経過しても未納が続きますと、本税に加えて督促手数料と延滞金も納付していただくこととなりますのでご注意ください。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

税務証明書申請の際のお願い

税務証明書の申請は、原則としてご本人でない証明書を発行できません。また、税務証明書発行には身分証明書が必要で、官公署発行の写真付き身分証明書は1点、それ以外は2点以上が必要になります。

ご本人以外の方が代理申請をする場合は、たとえご家族の方であっても委任状をお持ちください。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎7452

所得申告(所得税確定申告・住民税申告)に算入できる町税等の確認のお知らせ

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除になり、固定資産税や軽自動車税は、事業用の経費(租税公課)になる場合があります。口座振替納付の方は、所得申告の際に、次の要領で所得控除や事業用所得の経費として算入する分の支払額を確認してください。

原則として、その年に支払った税金等が、所得控除や経費に算入できる場合があります。

例えば、国民健康保険税ですと、納期限日ごとの支払いの場合、平成27年中の支払い分(前年度7期分から今年度6期分まで)が算入できます(今年度7~9期分は翌年の申告時)。また、本来なら平成27年以前に支払うべきものを、平成27年中に支払っている場合は、その分も算入できます。なお、平成27年中に支払うべきものを翌年以降に支払う場合は、支払いをした年分の申告時の算入となり、平成27年分への算入はできません。

事業主の皆様へ

町では、平成25年度から宮城県で定めたガイドラインに沿って給与所得者の特別徴収(給与天引き)を推進しています。

「特別徴収」とは、地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員の方の住民税(個人の県民税および町民税)を毎月の給与から引き去り(天引き)により代わって納入していただくものです。

普通徴収(個人で納付)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため1回あたりの納付額が少なくなることや、従業員自らが金融機関等へ出向いて納税する手間が省かれるため、納税義務者の利便性が向上することなどがあげられます。

原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、不定期雇用でない限り特別徴収をしていただくこととなります。

具体的には、平成28年5月31日までに特別徴収義務者として指定させていただき、別途、通知申し上げますのでよろしくお願いたします。

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎7452

*お問い合わせは、税務課住民税係まで
☎7452

暮らしの相談、お待ちしております

行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

●相談委員

瀬戸 源市(東) ☎8549
棟形 和枝(汐) ☎5431

人権相談

人権問題に関する相談

●相談委員

星 徳光(菖) 伊藤 せい子(代)
村上 妙子(境) 引地 淑子(花)
星 正一(松)

仙台法務局塩釜支局 ☎2338

生活相談

生活上の心配事に関する相談

●相談委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり

とき 2月9日(火)、3月8日(火)
午前10時~午後3時

水道庁舎2階

●無料法律相談(弁護士が相談に応じます)

とき 3月10日(木)

午後1時30分~4時30分(入30分)
水道庁舎2階 ☎7436

※事前に予約が必要(先着順)。

ご予約は総務課まで

●消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

●相談委員

村上 妙子(境)

とき 2月1日、4日、8日、15日、18日、22日、25日、3月3日、7日、10日

午前9時~午後5時

役場相談室 ☎7443

●お問い合わせは産業課まで

●身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

●相談委員

鈴木 勲(菖) ☎2461

川村 矩子(遠) ☎2224

星 好男(東) ☎1394

知的障害者相談 ☎2351

高橋 洋子(汐南)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付をお忘れなく!

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。

確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となります。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一の

ときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

*お問い合わせは、仙台東年金事務所
国民年金課まで
☎6115



ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご存知ですか?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

【ポイント1】

先発医薬品より安価で、経済的です。患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。※価格は品目ごとに様々ですが、先発医薬品の半額以下の薬もあります。

【ポイント2】

効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて欧米と同様の基準で審査を行っています。

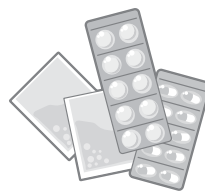
※薬の形、色や味は、先発医薬品と異なる場合があります。

【ポイント3】

ジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替える場合は?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は一般の薬局で購入できる市販薬ではなく、処方せんが必要となります。希望される場合は医師・薬剤師にご相談ください。

*お問い合わせは町民課国保年金係まで
☎7446



乳がん検診のお知らせ

平成27年11月より実施している町の乳がん検診で、70歳未満の方についてはマンモグラフィ撮影の後に、視触診及びフィルム読影を受診する必要があります。

例年、視触診を受けずにマンモグラフィ撮影のみという方が見受けられます。撮影のみの場合は健診結果を出す事ができません。併せて、撮影実費分として4,277円をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、視触診及びフィルム読影の医療機関での受付は平成28年2月19日(金)までとなっておりますので、まだ受診されていない方はお早めに受診して下さい。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎7448

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111	産業課(水産商工係) ☎357-7443	町税等徴収特別対策室 ☎357-7453	アクアゆめクラブ ☎357-7920
議会事務局 ☎357-7435	(農政係) ☎357-7444	環境生活課 ☎357-7454	町民プール ☎357-5031
総務課 ☎357-7436	町民課(戸籍住民係) ☎357-7445	子育て支援センター ☎362-7731	給食センター ☎361-5911
防災対策室 ☎357-7437	(国保年金係) ☎357-7446	水道事業所(上水道係) ☎357-7456	遠山保育所 ☎366-0444
財政課(財政係) ☎357-2115	地域包括支援センター ☎357-7447	(下水道係) ☎357-7457	まつぼっくり広場 ☎366-6141
(管財係) ☎357-7438	健康増進課(高齢者福祉係) ☎357-7448	(施設係) ☎357-7458	あさひ園 ☎357-4796
政策課 ☎357-2117	(保健指導係) ☎357-7448	生涯学習センター ☎357-3302	社会福祉協議会 ☎349-7781
復興推進課 ☎357-7439	地域福祉課 ☎357-7449	老人福祉センター(浜風) ☎357-4976	シルバー人材センター ☎357-6039
復興整備課 ☎357-7455	会計課 ☎357-7450	歴史資料館 ☎365-5567	七ヶ浜交番 ☎357-2216
教育総務課 ☎357-7440	税務課(固定資産税係) ☎357-7451	七ヶ浜国際村 ☎357-5931	七ヶ浜消防署 ☎357-4349
建設課(管理係) ☎357-7441	(住民税係) ☎357-7452	アクアリーナ ☎357-7890	防災無線確認番号 ☎349-6016
(建設係) ☎357-7442			

※お電話をお掛けになる際は、掛け間違いのないようお願いします。

こころの相談

イライラする、不安が強い、やる気がでない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、一人で抱え込まずに相談してみませんか。震災後の心の健康に関する相談も受けします。

なお、相談には精神科医師が応じます。事前に予約が必要ですので、左記までご連絡願います。

●とき 平成28年2月18日(木)

午後1時30分～午後4時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター
(役場庁舎裏)

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎74448



心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいませんか？

ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。

家族会では、心の病等に関する勉強会や懇談などを行っています。

ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡下さい。

●とき 平成28年2月25日(木) 午後1時30分～午後3時

●ところ 七ヶ浜町母子健康センター
(役場庁舎裏)

●内容 勉強会、懇談会

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎74448

お子さんの予防接種を忘れていませんか？

■麻しん風しん混合ワクチン(MRVクチン)未接種の方へ

麻しんと風しんの2種類の感染症に対する免疫をつける予防接種ワクチンです。

(MRI期)

●対象者 生後1歳から2歳に至るまでの方

●公費接種対象期間 1歳から2歳の誕生日前日まで

(MRI期)

●対象者 幼稚園、保育所等の年長児の方(小学校就学1年前の方)

●公費接種対象期間 平成28年3月31日まで

■二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)未接種の方へ

二種混合ワクチンは、ジフテリアと破傷風の2種類の感染症に対する免疫をつける予防接種です。

乳幼児期に三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)予防接種でついた基礎免疫の低下を補い、有効性を持続させる為に予防接種法で定められています。(※毎年小学6年生の方に書類を郵送しています。)

●公費接種対象期間 11～13歳の誕生日前日まで

右記、予防接種対象者で、まだ接種

していない場合は、早めの接種をお勧めします。予約票等がお手元にならない方は、健康増進課保健指導係までご連絡下さい。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎74448



生活保護の相談について

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●とき 毎月第2及び第4水曜日

午前10時～午後3時

●ところ 地域福祉課窓口

相談希望の方は、あらかじめ電話にて予約をお取り下さい。

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎74449

お気軽にご参加ください！ 各地区介護予防教室

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1～3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午

※要害地区のみ午前9時45分から

*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで
☎74447

各地区介護予防教室 2月の日程(場所：各地区公民分館等)

湊)ひまわりの会	3日、17日(水)	湊浜地区避難所	要)さわやかにぎにぎクラブ	8日、22日(月) ※午前9時45分	要害・御林地区避難所
松)はまぎく会	4日、18日(木)	松ヶ浜地区避難所	境)浜楽会	2日、16日、 23日(火)	境山公民分館
菖)花菖蒲の会	6日、20日(土)、 10日、24日(水)	菖蒲田浜地区避難所	遠)かぶとむしの会	12日、26日(金)	遠山地区避難所
花)はなぶしまじゃらいん会	25日(木)	花洲浜地区避難所	汐)汐見台悠々クラブ	5日、19日(金)	汐見台第2公民分館
吉)さくらの会	1日、15日(月)	吉田浜公民分館	汐南)しおさい南クラブ	5日、19日(金)	汐見台南第1集会所
代)元気がさきの会	10日、24日(水)	代ヶ崎浜地区避難所	亦)亦来会	4日、18日(木)	亦楽公民分館
東)すこやか明神会	3日、17日(水)	東宮浜公民分館			

競争入札参加資格審査申込受付を開始します

平成28年度七ヶ浜町競争入札参加資格申込受付を次のとおり行います。申請要領など詳細については町ウェブサイトをご覧いただくか、財政課までお問い合わせください。

●受付期間

平成28年2月1日(月)から平成28年2月10日(水)まで(土・日を除く)

●受付時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く)

●受付場所

七ヶ浜町役場庁舎2階財政課事務室
※平成27・28年度入札参加資格の承認を受けている場合は改めて申請の必要はありません。

*お問い合わせは、財政課管財係まで

☎3577438

工事前に文化財の確認を願います

町内で建物の新築や建替えなどの現状を変える工事を計画されている方は、計画地が埋蔵文化財(遺跡や貝塚)、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要です。

工事計画地がこれらの指定地内である場合は、事前に文化財関係の申請手続きや現地調査などが必要になります。申請手続きには1か月以上要する場合がありますので、お早めに歴史資料館へご相談ください。

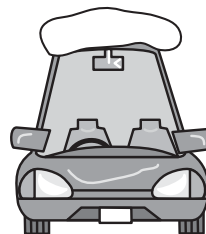
*お問い合わせは、歴史資料館まで
月曜休館
☎55567

町道の除雪・融雪作業にご協力ください

冬季間の交通安全確保のため除雪・融雪作業を実施します。除雪・融雪作業を円滑に行うために住民の皆様のご協力が必要です。次のことにご協力ください。

●路上に車や物は絶対に置かない

路上駐車やのみ出し駐車、バイク、自転車の放置は除雪・融雪作業の妨げとなり、多くの方のご迷惑となりますので絶対にやめましょう。



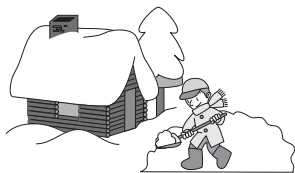
●敷地内から路上に雪をださない

自宅敷地内の雪を路上に雪だしすると、スリップ事故の原因になりますので敷地内で処理してください。



●玄関先の雪は各自で除雪作業により、

玄関先が雪でふさがりご迷惑をおかけしますが、各自で除雪していただきますようお願いいたします。



*お問い合わせは、建設課まで

☎3577441

子育て支援センターだより

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる広場で、お母さん同士の情報交換、仲間作りの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

- とき 平日午前9時～午後4時まで
※都合により変更する場合があります。
- ところ 子育て支援センター

◆なかよし day に参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、一時保育室を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 2月4日、18日(木)
午前10時～11時
- ところ 遠山保育所かきのみ組
- 人数 1日5組(要予約)

◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心してお茶して下さい。

- とき 2月12日(金)
午前10時～12時
- ところ 子育て支援センター すまいる広場2

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 2月10日(水)
午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

◆あそぼ・あそぼ◆

「お雛様作り」です。親子で手作りしたお雛さまで女の子の節句をお祝しませんか。

- とき 2月26日(金)
午前10時集合
- ところ 子育て支援センター
- 申込締切 2月23日(火)

◆一時保育の案内◆

遠山保育所内かきのみ組で1歳以上就学前児童の一時保育を行っております。急用等でお子さんの保育に困った時、ママのリフレッシュの時などにご利用して下さい。詳しくは子育て支援センターまでお問い合わせ下さい。



お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎362-7731

コミュニティ助成事業で太鼓を整備しました

一般財団法人自治総合センターの平成二十七年年度コミュニティ助成事業として、『汐見太鼓』で使用する太鼓の整備に対して助成されました。

コミュニティ事業は宝くじの社会貢献広報事業の一環として、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているものです。

平成六年の結成以来、コミュニティ醸成のために町内外で活動してきた『汐見太鼓』ですが、助成を受けて整備された太鼓により、これまで以上の活躍が期待されます。



*お問い合わせは、政策課まちづくり推進係まで
☎2117



塩釜税務署からのお知らせ

■確定申告書作成会場について

所得税（譲渡所得を含む）・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告書作成会場の確定申告会場を左記のとおり開設します。

●とき 2月8日（月）～3月15日（火）（土・日・祝日を除く。）
午前9時～午後4時

●ところ マリンゲート塩釜3階「マリンホール」（塩釜市港町1-4-1）

※駐車場には限りがあるため、会場へは公共交通機関をご利用ください。
※塩釜税務署内には確定申告書作成会場を開設しておりません。

申告と納税の期限は、所得税・贈与税は3月15日（火）、消費税及び地方消費税は3月31日（木）までです。

3月に入りますと、会場は毎年大変混雑します。申告は、お早めに。

■確定申告書作成会場について

制度の導入により、申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号の記載が必要となります。また、成りすまし防止を目的として、個人番号を記載した申告書、法定調書の提出時には、本人確認のために個人番号カード等の提示等が必要になります。番号の記載が必要となる時期や本人確認方法等、社会保障・税制度の税分野に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ
[www.nta.go.jp]をご覧ください。

*お問い合わせは、塩釜税務署まで

☎2151

平成27年度分消費税確定申告に関するお知らせ

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%です。

平成27年度分（平成27年4月1日から含む課税期間）の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。

*消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

*お問い合わせは、塩釜税務署まで

☎2151

軽自動車の手続きについて

軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車の定置場のある市町村にて、所有者の方に課税されます。廃車等をする予定の方はお早めに手続きをしてください。また、県外で手続きを行った場合、市町村への通知がない場合がありますので、七ヶ浜町役場税務課住民係までご連絡ください。

*お問い合わせは、原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車については、七ヶ浜町役場税務課住民係
☎7452

軽二輪（126から250cc以下）・軽三輪・軽四輪は宮城県軽自動車協会
☎6033
二輪の小型自動車（252cc以上）は、東北運輸局宮城運輸支局まで
☎2517

『特別警報』について

大雨や津波、高潮などにより重大な災害の発生するおそれがある場合、仙台管区気象台では、警報や特別警報などを発表して嚴重な警戒を呼びかけています。

特に、「平成27年9月関東・東北豪雨」や「東日本大震災」のように、その地域にとつて数十年に一度程度の大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合には、気象台は「特別警報」を発表します。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。ただちに地元市町村の避難情報等を確認し、周囲の状況に応じて、適切な行動をとってください。

特別警報が発表された時には、既に外出が困難な状況になっていることがあります。警報等を活用し、早めの避難行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

日頃から、周囲の危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。

■特別警報発表の際は、「緊急速報メール」でもお知らせいたします。

平成27年11月19日から、携帯電話やスマートフォン等に向けた緊急速報メールで、気象庁が発表する全ての特別警報が配信されることとなりました。この緊急速報メールを受信した場合は、直ちに本町の避難情報に従う等、適切な行動をとってください。

*お問い合わせは、気象庁仙台管区気象台まで
☎8102

地方教育行政功労者文部科学大臣表彰を授章

七ヶ浜町教育委員長の鈴木義博さんが平成27年度地方教育行政功労者文部科学大臣表彰を授章しました。鈴木さんは、平成15年から教育委員を務め、その内平成18年から現在に至るまで、教育委員長として教育行政発展にご尽力いただいております。その永年の功績が認められこの度の授章となりました。



*お問い合わせは、教育総務課まで

☎7440

書道作品が寄贈されました

12月11日、山形市在住の書道家渡部伸さんから書道作品が寄贈されました。渡部さんから4人は、東日本震災の年から昨年12月まで仮設住宅で月2回「小さな灯(ともしび)の会」として書道教室を開いていました。120回以上開かれた教室では、書道を通して被災された方の心のケアも行われ多くの入居者が教室へ通いました。当日、寺澤町長に手渡された作品に

は、「忘れない あの日」と記されており、渡部先生の復興へ向けた願いと東日本大震災を風化させてはいけないという思いが込められています。

この作品は、役場応接室に展示されています。また、書道家渡部美穂子さんと被災された方々が書いた4メートルを超える大作「般若心経」は、吉田浜の金剛寺に寄贈され、書院に展示されています。



*お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで

☎5931



行ってみよう!! 友好の町 山形県朝日町へ

Asahi自然観スキー場まつり

山形県朝日町のAsahi自然観スノーパークで例年行われるイベントです。当日はスノーモービル体験等のアトラクションやチョコバナナの販売等もあり、ご家族みんなで楽しめる内容となっております。お問い合わせの上、ご参加ください。



●と き: 2月7日(日)

●と ころ: Asahi自然観 山形県朝日町白倉745-1

●申込み: 不要

詳しくは、[WWW.asahimachi-kanko.jp](http://www.asahimachi-kanko.jp)をご覧ください。

お問い合わせは、Asahi自然観まで ☎ 0237-83-7111

FAX 0237-83-7112

汐見小学校で租税教室を開催しました

12月16日、汐見小学校の6年生を対象に、町税務課の職員が講師になって租税教室を開催しました。この教室は、税金の使い道を理解していただくことを目的として開催され、税金の使い道として、小学校で使われている備品や教材等に税金が使われているとの話を聞いたり、「もしも税金が無くなったら自分たちの暮らしはどうなるのか?」というアニメを観たりと、児童たちは租税教室を通じて、税金の必要性を理解していたようです。また、実物同様の重さの1億円のサンプルが用意され、その重さにびっくりしている様子でした。



*お問い合わせは、税務課住民税係まで

☎7452

星正一(松)さんが新たに町の人権擁護委員に委嘱されました

平成28年1月1日に星正一(松)さんが七ヶ浜町長の推薦を受け、法務大臣より七ヶ浜町の人権擁護委員に委嘱されました。現在、町の人権擁護委員は星さんを含め、5人で活動しています。人権に関するお悩みごと、心配事等ありましたらぜひ人権擁護委員にお気軽に相談ください。



星正一さん

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎ 7449

七ヶ浜町ボランティア友の会が厚生労働大臣表彰を受賞しました

七ヶ浜町ボランティア友の会は、設立以来二十七年間に亘り、町内の福祉施設での奉仕活動を継続する一方、地域においては、いきいきサロンの運営、友愛訪問活動、介護予防事業への協力を続けるなど、地域福祉推進の一翼を担ってきました。また、東日本大震災以降は、災害ボランティアセンターの運営スタッフとして、全国から集まるボランティアの受付を担当し、現在でも被災者支援の「食の支援事業」に携わっています。これらの功績が認められ厚生労働大臣表彰を受賞

いたしました。

*お問い合わせは、七ヶ浜町社会福祉協議会まで

☎ 7781



ポリテクセンター宮城 平成28年4月入所公共職業訓練受講生募集のご案内

早期再就職に向けた職業訓練を実施しております。

募集訓練科名(定員)

〈多賀城実習場〉

- 電気・情報通信工学科(15)
- スマートシステム技術科(20)
- 住宅リフォーム科(15)
- 住宅建築工学科(15)
- ビル設備サービス科(18)
- 建築CADサービス科(36)

●訓練期間

〈多賀城実習場〉 6ヶ月

平成28年4月1日(金)〜9月30日(金)

●受講料

無料 (テキスト代等は自己負担)

●募集期間

〈多賀城実習場〉 平成28年2月17日(水)まで

居住地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)を通じ申込み下さい。

*お問い合わせは、ポリテクセンター宮城訓練課多賀城実習場まで

☎ 2454

無料『結婚相談会』開催

結婚のことについてお悩みの方、専門の相談員があなたの相談に応じます。

●とき 平成28年3月16日(水) 午前10時〜午後3時

●ところ 町中央公民館

●内容 結婚全般(初婚、再婚等)に関する相談

●対象 結婚について真剣に考えている49歳までの方、及びその家族の方

●その他

事前の申し込みが必要です。

●申込締切 3月9日(水)

*お問い合わせは、青年交流推進センター

☎ 4638

または、生涯学習課・中央公民館まで

☎ 3302

住宅再建支援事業(二重ローン対策)のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

*お問い合わせは、宮城県土木部住宅課まで

☎ 3256



塩釜地区環境センターからのお知らせ

塩釜地区環境センターでは乾燥汚泥肥料(し尿汚泥)を無料で配布しています。野菜づくりなどに肥料として使用してみませんか?

〔乾燥汚泥肥料〕

乾燥粒状 一袋10kg(袋詰め)

〔配布について〕

●配布場所 塩釜地区環境センター(塩釜市字伊保石2番98)

●配布日時 月曜日〜金曜日(祝日・振替休日を除く)

午後3時から午後4時30分まで

●配布手続き 事前に電話での予約が必要です。

※放射能検査を定期的に実施しております。

*問い合わせは、塩釜地区消防事務組合環境課まで

☎ 2777



行政書士による無料相談会

遺言、相続、各種許認可、その他様々な官公庁への届出などについて、無料で相談することができます。

●とき 平成28年2月15日(月)

午前10時〜午後4時まで

●ところ 七ヶ浜町役場水道事業所

※予約不要

*お問い合わせは、宮城県行政書士会塩釜支部事務局支部長坂本まで

☎ 3246

税理士による無料税金相談

東北税理士会塩釜支部では、「税理士記念日」にちなみ、次のとおり税理士による無料の税金相談を行います。所得税や相続税・贈与税のなど、税の専門家が無料で相談に応じます。

●とき 2月20日(土)受付時間
午前10時～午後3時

●ところ 塩釜市公民館 第一会議室(塩竈市東玉川町9-1)

*お問い合わせは、東北税理士会塩釜支部まで
☎9634

淡路島「和太鼓 美鼓音」太鼓演奏会のお知らせ!

阪神淡路大震災に見舞われた淡路島を元気づけ元気づけたいと結成された団体が、七ヶ浜の復興の願いをこめて叩きます。

「地元浜風太鼓」との共演もお楽しみ下さい。皆さまのご来場お待ちしております。

●とき 平成28年2月6日(土)

午後1時30分から午後2時30分まで
●ところ 代ヶ崎浜地区避難所

●とき 平成28年2月6日(土)

午後7時から午後8時まで
●ところ 菖蒲田浜地区避難所(浜風太鼓との共演)

※両会場とも入場無料です。地区外の方も大歓迎です。

*お問い合わせは、美鼓音事務局本間まで
☎090-1677-4120

七ヶ浜町における放射線量等の調査状況

①空間放射線モニタリング状況
(1)役場駐車場

測定月日	1月15日
天候	晴れ
測定時間	午前8時25分
測定結果 地上1m	0.05
測定結果 地上0.5m	0.04

※平成23年6月30日から平成28年1月15日現在まで、計1,086回測定。
●町立小中学校・保育所・私立幼稚園(校庭・園庭)
●測定月日 1月13日(水)、15日(金)
●天候 晴れ
※平成23年6月30日から平成28年1月15日現在まで、計404回測定。
(3)公園等については、37か所測定。
除染の基準とされている毎時0.23マイクロシーベルトと大きく下回っています。

※最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午後1時10分	校庭	0.04	0.05
2	松ヶ浜小学校	午後1時45分	校庭	0.04	0.04
3	汐見小学校	午後2時30分	校庭	0.05	0.05
4	七ヶ浜中学校	午後1時20分	校庭	0.05	0.05
5	向洋中学校	午後2時10分	校庭	0.05	0.06
6	遠山保育所	午後3時25分	園庭	0.04	0.04
7	和光幼稚園	午後1時40分	園庭	0.05	0.05
8	松ヶ浜幼稚園	午後2時20分	園庭	0.05	0.06
9	遠山幼稚園	午後2時55分	園庭	0.05	0.06
10	汐見台幼稚園	午後2時40分	園庭	0.07	0.07
11	第二柏幼稚園	午後1時10分	園庭	0.06	0.06

食品の放射能測定器を設置しています。

●対象者 七ヶ浜町民

●測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限り、販売品や販売目的のものは対象外です。

●測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受付けます。

●測定料金 無料

※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。

※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報を除く)

※持ち込みの際は、材料は1センチ程度に細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで
☎357-7454

東日本大震災追悼式のご案内

東日本大震災より5年が過ぎようとしております。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この度、大震災によりお亡くなりになりました皆様を追悼するため、次のとおり追悼式を行います。

●とき 平成28年3月11日(金)

午後2時45分から

●ところ 七ヶ浜国際村ホール

●追悼の対象となる方々

・町内外で被災し亡くなられた町民の方

・町内で被災し亡くなられた町民以外の方

・行方不明者の方

※一般の方の参列も可能です。



お問い合わせは、総務課まで

☎7436

平成28年度採用七ヶ浜町非常勤職員・臨時職員募集

試験区分	非常勤職員		臨時職員		
職種	司書	学校図書事務員	事務補助員	業務補助員	特別支援学級支援員
雇用期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日		平成28年4月1日～平成28年9月30日※1回に限り更新する場合あり		
募集人員	2名	2名	若干名	1名	5名
要資格等	司書	なし	普通自動車免許	普通自動車免許	なし
時給	880円	780円	780円		
勤務時間	週29時間以内		週38時間45分以内	週38時間45分以内	週37時間30分
勤務場所	図書センター	町内小中学校	町民課・建設課・地域福祉課・国際村・中央公民館のいずれか	環境生活課	町内各小中学校
お問合せ	中央公民館 ☎ 357-3302	教育総務課 ☎ 357-7440	総務課 ☎ 357-7436	環境生活課 ☎ 357-7454	教育総務課 ☎ 357-7440

試験区分	非常勤職員			臨時職員
職種	留守家庭児童放課後児童支援員	一時保育保育士	嘱託保育士	嘱託保育士
雇用期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日			平成28年4月1日～平成28年9月30日
募集人員	若干名	1名	若干名	若干名
要資格等	保育士、幼稚園教諭、学校教諭又は児童厚生員、放課後児童支援員	無	保育士	保育士
時給	980円	870円	1,100円	1,100円
勤務時間	週25時間以内	週24時間以内	週29時間以内	週38時間45分以内
勤務場所	町内各児童保育館	遠山保育所	遠山保育所	遠山保育所
お問合せ	子育て支援センター ☎ 362-7731		遠山保育所 ☎ 357-7447	遠山保育所 ☎ 357-7447

～次の臨時職員の登録も開始します～

①看護師、准看護師 ②歯科衛生士 ③栄養士 ④事務補助員

- ◆申込期間 2月1日(月)～2月19日(金)(郵送での申し込みは2月19日午後5時必着です)
申込用紙に記入し、写真貼付の上、総務課へ提出してください。(土日祝を除く)
- ◆面接日程 2月下旬～3月上旬の指定する日時

※詳しくは役場受付で配布している募集要項または町ウェブサイトをご覧ください。募集内容は変更となる場合があります。

お問い合わせは、総務課まで ☎ 357-7436

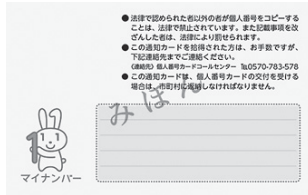
役場での手続きにはマイナンバーが必要です

税・社会保障の手続きで個人番号（マイナンバー）が必要になりました。
 手続きの際は必ず「通知カード」をお持ちください。

●個人番号が必要な手続きでは、「個人番号の確認」が必要になりました

例) 個人番号の記載が必要な申請書を役場に提出する場合

■個人番号の確認

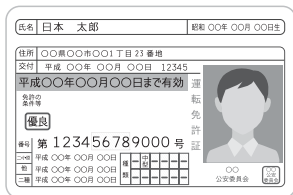


※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。通知カードは運転免許証等と一緒にご持参ください。

●通知カードまたは個人番号付きの住民票



■本人確認



個人番号の確認が必要です！

※顔写真がないものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
 例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳など



●運転免許証またはパスポートなど

●個人番号カードがあれば、これ1枚で「個人番号確認」と「本人確認」ができます

- 個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご覧ください。
- 既に申請済みの方には、交付準備が整いましたら、順次ハガキでお知らせしますので、しばらくお待ちください。なお、お渡しする際、大変お待ちいただくことも予想されますので、事前にご承知置き願います。



●代理人が手続きする場合は、「個人番号の確認」のほか「代理権の確認」「代理人の本人確認」が必要です

代理権の確認

法定代理人の場合は戸籍謄本等
 任意代理人の場合は委任状

代理人の本人確認

代理人の運転免許証またはパスポートなど（本人が手続きする場合の「本人確認」と同様のもの）

本人の番号確認

申請者本人の通知カードまたはその写しなど



●郵送で手続きする場合も、「個人番号の確認」と「本人確認」が必要です

個人番号の記載が必要な手続きで、郵送での提出が認められているものについては、運転免許証等の写しと、通知カード等の写しを同封してください。

●個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

※下記のほかにも個人番号が必要になる場合があります。

国民健康保険	福祉
お問い合わせ：町民課国保年金係 ☎357-7446	お問い合わせ：地域福祉課社会福祉係、障害福祉係 ☎357-7449
・資格取得及び喪失届	・児童手当給付申請
・被保険者証等の再交付申請	・児童扶養手当申請
・限度額適用・標準負担額減額認定申請	・特別児童扶養手当申請
・特定疾病認定申請	・身体障害者手帳交付申請
・療養費支給申請	・療育手帳交付申請
・高額療養費支給申請	・精神保健福祉手帳交付申請
・葬祭費支給申請	・身体障害者(児)補装具交付申請
・修学の者に関する届出	・特別障害者手当給付申請
後期高齢者医療制度	・障害児福祉手当給付申請
お問い合わせ：町民課国保年金係 ☎357-7446	・精神通院医療給付申請
・被保険者証等の再交付申請	・更生医療給付申請
・限度額適用・標準負担額減額認定申請	・高額障害児入所給付費支給申請
・特定疾病認定申請	・障害福祉サービスに係る申請
・療養費支給申請	介護保険
・高額療養費支給申請	お問い合わせ：健康増進課高齢者福祉係 ☎357-7447
・障害認定申請及び資格取得届	・資格取得・異動・喪失届
母子保健	・被保険者証等再交付申請
お問い合わせ：健康増進課保健指導係 ☎357-7448	・要介護認定(更新認定)・要支援認定(更新認定)申請
・母子手帳申請	・要介護認定・要支援認定区分変更申請
子育て支援	・居宅サービス計画作成依頼(変更)届出
お問い合わせ：子育て支援センター ☎362-7731	・高額介護(予防)サービス費支給申請
・施設型給付費 支給認定申請	・基準収入額適用申請
税金・保険料	・限度額認定申請
お問い合わせ：税務課住民税係 ☎357-7452 固定資産税係 ☎357-7451	
・各種税、保険料に関する申請・届出	

●詐欺まがいの行為にご注意を！

マイナンバー制度をかたり、預金口座番号や資産状況など個人情報聞き出そうとする不審な電話や訪問があったとの相談が各地で寄せられています。不用意に教えることのないようご注意ください。

「マイナンバー総合フリーダイヤル」が開設されました。 ☎0120-95-0178(無料)

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。
 - 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
 - 既存のナビダイヤルも継続して設置しております。こちらの音声案内でもフリーダイヤルを紹介しています。
 - ・平日 午前9時30分～午後10時、土日祝 午前9時30分～午後5時30分（年末年始12月29日～1月3日を除く）
 - ※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)
 - ・マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405
 - ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎050-3818-1250
 - ※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル
 - ・マイナンバー制度に関すること ☎0120-0178-26
 - ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎0120-0178-27
- (英語以外の言語については、平日午前9時30分～午後8時までの対応となります。)



マイナンバー制度に関するお問い合わせは、総務課行政改革推進係まで ☎357-7436
通知カード、個人番号カードに関するお問い合わせは、町民課戸籍住民係まで ☎357-7445

七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画目標に対する平成26年度分実績値が、下記のとおり確定しましたので、公表いたします

七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画では、対象範囲を本町が行う全ての事務事業で、役場庁舎と庁舎以外の機関を含めた全ての組織及び施設(指定管理者制度、外部委託施設も含む)を対象としています。

①平成26年度の町内の公共施設等の温室効果ガス総排出量実績値と、その他の削減目標実績値

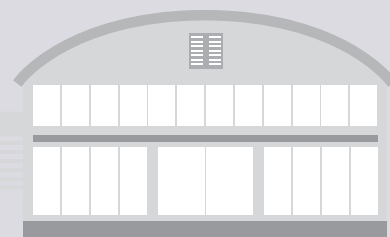
(1) 町内の全ての公共施設等の実績値

- 平成20年度 2,724,540kg-CO2
- 平成26年度 3,001,381kg-CO2 10.1%増
- その他の削減目標実績値 コピー用紙(5%削減目標)
- 平成20年度 1,482,000枚
- 平成26年度 3,040,000枚 105.4%増
- その他の削減目標実績値 上水道使用量(3%削減目標)
- 平成20年度 87,460m3
- 平成26年度 76.870m3 △12.1%



(2) 震災により使用不能、または用途外状況の施設(給食センター、図書センター、遠山保育所、テニスコート、第1スポーツ広場、アクアリーナ、町民体育館、仮設住宅)を除外した実績値

- 平成20年度 1,677,607kg-CO2
- 平成26年度 1,776,246kg-CO2 5.8%増
- その他の削減目標実績値 コピー用紙(5%削減目標)
- 平成20年度 1,460,000枚
- 平成26年度 2,950,000枚 102.1%増
- その他の削減目標実績値 上水道使用量(3%削減目標)
- 平成20年度 48,128m3
- 平成26年度 34,413m3 △28.5%



上記のように二酸化炭素排出量は、全施設での実績値は10.1%増加している状況です。平成27年度における二酸化炭素排出量目標値の2,588,313kgに対し、平成26年度は3,001,381kgと、目標値より413,068kg増加(16%増)している状況であることから、目標達成にむけ、二酸化炭素排出量削減の取組状況を見直す必要があります。二酸化炭素が増加した施設(増加率)については、役場(49%)、給食センター(61%)、ゆめクラブ管理棟(2,263%)、サッカースタジアム(53%)、まつかぜ児童館(230%)、テニスコート(2,151%)となっています。

増加の要因として、震災に伴う事務量の増により電気量やコピー用紙の増、給食センターは、改築に伴うオール電化設備による電気量の増加、ゆめクラブ管理棟は、仮設住宅周辺の街路灯設置と、車両増によるもの、サッカースタジアムは、イベントの増、テニスコートとまつかぜ児童館は、新設や増築に伴う電気量の増が理由と思われる。一方、平成23年度より二酸化炭素削減に取り組んでいる「みやぎ環境交付金事業」で、447基の街路灯をLEDに交換し、24トンの二酸化炭素排出量の削減を図り、また、公用車には、環境にやさしい「ハイブリッドカー」「プラグインハイブリッドカー」「低公害車」を使い、二酸化炭素削減を図っております。さらに、平成26年9月より役場・国際村にそれぞれ20KWの太陽光発電システムを設置し、役場では昨年より電気使用量が6.6%減、12トンの二酸化炭素排出量の削減、クリーンエネルギーの推進を図りました。

②今後の課題

平成27年度における二酸化炭素排出量の目標値達成のため、自分たちが仕事をしていく中で環境を守るために出来ることを考え、取り組んでいき、環境に関する認識をさらに深める事が重要となります。

たとえば、エアコンの設定温度を見直す。不要な照明は消す。省エネ型機器を選ぶ。エコドライブを意識する。日々の小さな節電でも、積み重ねが大切です。

また、コピー用紙が105%増と突出しているため、ミスプリントをなくし、両面コピーや裏面再利用の徹底に努めていきます。

さらに、街路灯のLED化事業、公共施設への太陽光発電システム導入により、地球にやさしいまちづくりのための事業を積極的に実施したいと考えます。

お問い合わせは、環境生活課まで ☎ 357-7454



健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。



とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
2/2	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
4	1歳6か月児健康診査	〃	12:15～12:30	H26.6.25～8.4 出生児
10	よちよち1歳児健康相談	子育て支援センター	9:45～10:00	H27.1.1～2.28 出生児
16	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
17	3歳児健康診査	〃	12:15～12:30	H24.8.1～8.31 出生児
3/1	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
9	すくすく2歳6か月児健康相談	〃	9:45～10:00	H25.9.1～10.31 出生児



「七の市」を開催します。

新鮮な旬の食材を取り揃え、楽しいイベントと特設コーナーを設置し開催いたします。



●とき：2月28日（日） 8時～10時

●ところ：七ヶ浜町役場前駐車場

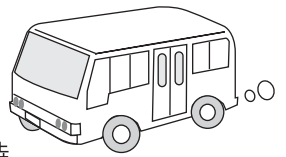
お問合せは、七の市開催実行委員会事務局（多賀城・七ヶ浜商工会七ヶ浜事務所）まで ☎ 357-3912

老人福祉センター

浜風

利用者

バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表（休館日を除く火～金に送迎を行います）

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:30	立花地区高台住宅団地入口	9:24	汐見台南2丁目ロータリー
9:32	公園墓地蓮沼園入口	9:29	湊浜2丁目バス停
9:34	東宮浜公民分館前	9:32	西原地区高台住宅団地入口
9:37	要害バス停	9:34	御殿崎バス停
9:41	新仙台湾鈴木診療所前	9:37	旧七ヶ浜農協前
9:44	遠山地区避難所前	9:42	笹山地区高台住宅団地入口
9:46	向洋中学校入口	9:45	花淵浜割山
9:48	汐見台3丁目バス停	9:48	花淵バス停
9:51	汐見台5丁目T字路前	9:51	吉田浜消防ポンプ置き場前

お問い合わせは、老人福祉センター「浜風」まで ☎ 357-4976

飼えなくなった犬や猫の引取り

●とき 2月9日（火）、25日（木）
午前9時30分～午前11時

●ところ 塩釜保健所

●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円

生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505

七ヶ浜消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は、消防法で設置が義務付けられています。

実際に火災が起きた時に備え、設置・点検をお願いします。



お問い合わせは、七ヶ浜消防署まで ☎ 357-4349

休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

2/7 皆川歯科医院	塩釜市本町8-2	☎ 366-2385
11 はぎわら歯科医院	多賀城市町前3-1-17	☎ 366-6400
14 おおしろ歯科クリニック	多賀城市大代1-1-38	☎ 356-1033
21 すがや台歯科医院	利府町菅谷台3-7-1	☎ 767-6480
28 目黒歯科医院	塩釜市宮町1-9	☎ 362-0633
3/6 熊谷歯科口腔外科クリニック	塩釜市佐浦町13-22	☎ 366-4712
3/13 杉山歯科医院	多賀城市大代5-2-1	☎ 364-6478

1月1日現在の人口（前月比） ※外国人含む

世帯数	6,470 (8)	転入	70
男	9,598 (15)	転出	41
女	9,678 (-3)	出生	8
計	19,276 (12)	死亡	25

町の面積 13.19km² (H26.10.1国土地理院より)

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

第20回七ヶ浜町 生涯学習フェスティバル開催のお知らせ

見つけてみませんか？新しい自分！生涯学習センターで活動するサークル・講座の皆さんが日々の成果を発表します。この機会に、素晴らしい展示作品や、練習を重ねてきた舞台やダンスを是非ご覧下さい。興味のある方は一緒に活動してみませんか？きっと新しい自分が見つかるはずです！

■展示発表■

- とき 2月27日(土) 午前10時～午後3時
2月28日(日) 午前10時～午後2時

●ところ 生涯学習センター

【内容】手編み、フラワーアレンジ、パッチワーク、ビーズアクセサリー、陶芸、ちぎり絵、プリザーブドフラワー、盆栽、押し花、シルクフラワー、洋服リメイク、つるし飾り、スタンドグラス、カルトナーージュ、ガーデニング

【協賛イベント、特別コーナー】

しちがはま環境フェスタ【27・28日】(町環境生活課)

七ヶ浜町健康展【27日】(町健康増進課)

【特別コーナー】

茶席(裏千家)【27・28日】、絵本の読みきかせ【27日】

軽食販売(うどん、もち、たい焼きなど)【27・28日】

献血【27日】、和菓子・洋菓子無料提供【27日】、リ

サイクル本・雑誌の無料配布【27・28日】

【体験コーナー】

アロマ【28日】裁縫・木工体験(きずな工房)、麻雀

体験、ビーズアクセサリー、洋服リメイク、ちぎり絵、

カルトナーージュ、歴史体験【全て27・28日】

【その他】

キッズコーナー(会場:屋内運動場)【27日】(セガサミー)

■舞台発表■

- とき 2月28日(日) 午前10時～午後2時
- ところ 中央公民館『大会議室』

力の入った舞台は、毎年大盛況です。プロ顔負けの演技は必見です。どなたでもご覧になれますので、お気軽にご来場ください。

【内容】カラオケ、コーラス、大正琴、太極拳、民謡、舞踊、フラダンス、レクダンス、朗読 など

■献血のご案内■

- とき 2月27日(土) 午前9時30分～正午
※午後1時30分から午後4時まで、七十七銀行七ヶ浜支店駐車場で実施いたします。

●ところ 生涯学習センター入口

※今回は400ccのみの受付になりますのでご了承ください。

●持ち物: 身分証明書(運転免許証等)

担当: 健康増進課保健指導係 ☎357-7448

■ダンスパーティー■

- とき 2月20日(土) 午後1時～午後3時30分
- ところ 中央公民館『第4研修室』

様々なダンスで初心者の方のご来場も大歓迎!

■しちがはま環境フェスタ同時開催

2月27日(土)、2月28日(日) 午前10時～午後3時
28日は午後2時まで

地球温暖化防止、環境保全の啓発を目的とした「しちがはま環境フェスタ」を開催します。しちがはま環境大賞作品の展示、エコグッズ絵付け体験。ゴミ分別クイズや環境講座を実施します。

※しちがはま環境フェスタはストップ温暖化センター宮城と(財)宮城県環境事業公社の協賛で行っています。



■身近な温暖化対策の講演会

- とき 2月28日(日) 午前11時～正午
 - ところ 七ヶ浜町生涯学習センター 老人福祉センター和室
 - 講師 宮城県地球温暖化防止活動推進員 今野勇氏
- 「地球温暖化」について学び、身近な対策を考える内容です。

*お問い合わせは、環境生活課まで ☎357-7454

お問い合わせは、生涯学習課まで ☎357-3302

あなただけの《小さなお店》 まちの宝石箱『FROM BLUE』レンタルスペースの出展者募集!

七ヶ浜国際村では、まちの宝石箱『FROM BLUE』にて、小区画のスペース貸出しを行っています。あなたの手作り作品などの展示や販売をしてみませんか。

レンタルスペースは抽選会を行い、出店する場所を決めます。抽選から漏れる場合や、希望する出店場所にならない場合がありますのでご了承ください。

※必ず抽選会参加の申し込みをして下さい。

<主な貸出内容>

- ・1スペースにつき1ヶ月 2,000円(一部スペース4,000円)
- ・1スペースの広さは概ね横75cm×奥行35cm×高さ35cmを基本としますが、区画により形状や大きさは異なります。
- ・その他の詳細や応募方法等は国際村へお問合せ下さい。

<抽選会日程>

- とき 平成28年3月13日(日)
午後1時から
- ところ 七ヶ浜国際村セミナー室1
- 申込締切 平成28年3月7日(月)



お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで ☎357-5931

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- とき 午前9時～午後5時(土日休日を除く)
- ところ 役場2階 復興推進課内(事前予約は不要です)
- 電話による相談も受付しています(☎357-7439 復興推進課)



環境に優しい大豆油インキを使用しています